



議員提出第7号議案

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年9月13日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

清水菊美

黒沼良光

佐藤伸

菅谷郁恵

福井亮二

荒尾大介

杉山公一

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

大田区心身障害者福祉手当条例（昭和 48 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 精神障害者の項中「障害等級が 1 級のもの」を「障害等級が 1 級及び 2 級のもの」に改める。

別表第 2 精神障害者の項を次のように改める。

精神障害者	障害等級が 1 級及び 2 級のもの		4,500 円
-------	--------------------	--	---------

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 5 年 4 月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同年 3 月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

（提案理由）

心身障害者福祉手当の支給対象者として障害等級が 2 級の精神障害者を加えることにより、心身に障害のある者に対する手当を公平にし、もって社会参加を助け、安心して生活できるようにするため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。